

Title	北朝鮮の核武装化とわが国の対応についての一考察
Sub Title	An observation of the nuclear armament by North Korea and Japan's responses
Author	斎藤, 直樹(Saito, Naoki)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2010
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 人文科学 (The Hiyoshi review of the humanities). No.25 (2010.) ,p.159- 181
JaLC DOI	
Abstract	This article attempts to examine motivations and reasons involved in the nuclear armament efforts by North Korea and responses to be undertaken by Japan.
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10065043-20100531-0159

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

北朝鮮の核武装化とわが国の 対応についての一考察

齋藤直樹

This article attempts to examine motivations and reasons involved in the nuclear armament efforts by North Korea and responses to be undertaken by Japan.

北朝鮮による核兵器開発と弾道ミサイル開発に象徴される北朝鮮危機は国際社会にとって喫緊の対応を要する課題である。2008年の終わりまでに、米朝間の対立は解消されず、米国、北朝鮮、中国、ロシア、韓国、日本が参加する6ヵ国協議が行き詰まると⁽¹⁾、これに連動するかのよう、2009年の春以来、テポドン2号弾道ミサイルの発射実験、二度目の核実験、協議への復帰拒否、高濃縮ウラン計画の推進を宣言するなど、金正日指導部は近年にないほど、軍事挑発を繰り返し、国際社会との対立を深めている⁽²⁾。これに対し、国際社会としても国連安保理事会（以下、安保理事

(1) 6ヵ国協議の行き詰まりについて、“In Setback for Bush, Korea Nuclear Talks Collapse,” *New York Times*, (December 12, 2008.) ; and Peter Crail, “Six-Party Talks Stall over Sampling,” *Arms Control Today*, (January/February 2009.)

(2) テポドン2号弾道ミサイルの発射実験に関する『朝鮮中央通信』報道について、“KCNA on DPRK’s Successful Launch of Satellite Kwangmyongsong-2,” *KCNA*, (April 5, 2009.) 6ヵ国協議への復帰はありえないとする『朝鮮中央通信』報道について、“DPRK Foreign Ministry Vehemently Refutes UNSC’s “Presidential Statement,”” *KCNA*, (April 14, 2009.) 二度目の核実験について、“KCNA Report on One More Successful Underground Nuclear Test,” *KCNA*, (May 25, 2009.) 高濃縮ウラン計画の推進に関する『朝鮮中央通信』報道について、“DPRK Foreign Ministry Declares Strong Counter-Measures against

会)で包括的経済制裁措置を盛り込んだ決議1874の採択と経済制裁の履行を中心として、北朝鮮の軍事挑発に対し毅然たる対応を講じ始めた⁽³⁾。この結果、北朝鮮危機は北東アジア地域が抱える喫緊の課題となっている。実際に、北朝鮮の軍事挑発に対抗するため、5つの6カ国協議の参加国は北朝鮮に対し協議への復帰を求めると共に新たな対応を迫られている。韓国では李明博政権が以前の融和的政策から舵を大きく切り、拡散安全保障イニシアチブ(PSI)への参加⁽⁴⁾、ミサイル防衛、「核の傘」の強化など、米国との同盟協力を機軸として、その上で、日、米、韓三国の連携緊密化を打ち出している。オバマ政権は安保理事会決議1874の履行を確保すると共に、日韓との三国間の連携に加え、中国やロシアとの連携を進め、その中でも特に中国との関係緊密化を図ろうとしている⁽⁵⁾。中国としても米国との関係改善を視野に入れ、北朝鮮の軍事挑発に対し厳しい対応を迫られている⁽⁶⁾。他方、北朝鮮による軍事挑発の矛先を向けられるわが国でも、危機の外交解決を機軸とした従来の対応に加え、経済制裁、ミサイル防衛、

UNSC's "Resolution 1874," *KCNA*, (June 13, 2009.)

(3) 決議1874の採択について、"U.N. Security Council Pushes North Korea by Passing Sanctions," *New York Times*, (June 13, 2009.); Peter Crail, "N. Korean Nuclear Test Prompts Global Rebuke," *Arms Control Today*, (June 2009.); and Peter Crail, "UN Tightens North Korea Sanctions," *Arms Control Today*, (July/August 2009.)

(4) この点について、"S. Korea to Join US-Led Anti-Proliferation Drill," *The Korea Times*, (May 26, 2009.); "S. Korea Joins PSI after N. Korea's Nuke Test," *Yonhap News*, (May 26, 2009.); and "S. Korea Counters North's Nuclear Test by Joining Arms Interdiction Initiative," *VOA*, (May 26, 2009.); and *op. cit.*, "N. Korean Nuclear Test Prompts Global Rebuke."

(5) オバマ政権の対北朝鮮政策を公表したボズワース米政府特別代表(北朝鮮担当)の議会証言について、"Testimony of Ambassador Stephen Bosworth, Special Representative for North Korea Policy, U.S. Department of State, Before the Senate Foreign Relations Committee," (June 11, 2009.)

(6) この点について、Jayshree Bajoria, "The China-North Korea Relationship," Council on Foreign Relations, (Updated: July 21, 2009); and Hui Zhang, "Ending North Korea's Nuclear Ambitions: The Need for Stronger Chinese Action," *Arms Control Today*, (July/August 2009.)

「核の傘」の強化など、非軍事・軍事的な対応を含めた包括的・総合的な対応が必要となっている。もし今後も、北朝鮮による核兵器開発や弾道ミサイル開発が野放しとなったならば、それに対するわが国や韓国による対応の結果として、北東アジア地域における大量破壊兵器ならびに弾道ミサイルの拡散は一気に拡大しかねない危険性を持つ。このように北朝鮮危機は北東アジア地域での大量破壊兵器の拡散問題に重大な影響をもたらそうとしている。またこの間、6ヵ国協議の行き詰まりといった状況は、オバマ政権をして米中関係を一層、重視せざるをえないという状況を生みだし、それが日米韓の三国間の連携、さらには日米、米韓の二国間関係に少なからずの余波を与えようとしている。この結果、日本を取り囲む外交・安全保障上の課題は深刻の度を加えようとしている。

本稿はこうした認識の下で、核兵器開発と弾道ミサイル開発への邁進を背景として核武装化へと狂奔する金正日指導部の動機や理由を検討し、その上で、わが国の対応を考察したいと考える。

第1節 核武装化を目論む金正日指導部の動機と理由

1. 核抑止と「核の恫喝」

その第一義的な理由は敵性国家たる米国による武力攻撃を思いとどまらせる、つまり抑止（deterrence）することにある⁽⁷⁾。

実際に北朝鮮当局は国营放送『朝鮮中央通信』を通じ、核兵器開発の目的は抑止力の確保にあることをことあるたび毎に明言してきた。2003年10月上旬に、プルトニウムの抽出を通じ「核抑止力」の増強を図ると明言したのに続き⁽⁸⁾、10月中旬には、物理的に「核抑止力」を示す策を講ずる用

(7) 抑止の概念について、“Key Issues: Nuclear Weapons, History, Cold War, Strategy, Deterrence,” Project of the Nuclear Age Peace Foundation, nuclearfiles.org; and Shireen M. Mazari, “Concept & Nature of Conventional & Nuclear Deterrence.”

(8) 『朝鮮中央通信』報道について、“DPRK to Continue Increasing Its Nuclear Deterrent Force,” KCNA, (October 2, 2003).

意があるとして核実験の可能性を示唆し⁽⁹⁾、核実験の直前の2006年10月3日に「自衛的戦争抑止力」の強化のため核実験を行う意思を表明したことなどにみられる⁽¹⁰⁾。

このように、「核抑止力」や「自衛的戦争抑止力」といった文言について頻繁に言及されるものの、その言い回しは意識的か否か漠然かつ曖昧なものに留まっており、核抑止がどのようなものであり、どのように機能するのかなどについて、その中身には触れられないのが通例である⁽¹¹⁾。

ところで、北朝鮮当局のいうところの米国による攻撃の抑止とはどういうものであろうか。冷戦時代から盛んに論じられてきた核抑止とは、もしも敵国が先制核攻撃を通じ壊滅的な打撃を与えたとしても、敵国への核報復を通じ許容できないほどの打撃を加えることが可能であれば、先制核攻撃を敵国は思い止まらざるをえなくなるとの論理に基づく。これにしたがえば、米国の核攻撃を抑止するために北朝鮮にとって必須となるのは、米国からの全面的な先制核攻撃（第一撃）に対し確実に残存すると共に、直ちに報復可能な確実な核戦力を保持することである。これが残存可能な核報復能力、すなわち「第二撃能力（a second strike capability）」と呼ばれるものである。

ところが、対米「第二撃能力」を確保するということは、膨大な数の核弾頭と多彩な運搬手段に基礎を置く強大な核戦力を開発・保有することに

(9) 同報道について、“Spokesman for DPRK Foreign Ministry on U.S. Rumour over Nuclear Issue,” *KCNA*, (October 16, 2003.)

(10) 同報道について、“DPRK Successfully Conducts Underground Nuclear Test,” *KCNA*, (October 9, 2006.)

(11) この点について、ヘッカー（ロスアラモス研究所・元所長）が核開発技術責任者との面談で、責任者が核抑止力を開発したと力説したが、どういう文脈で核抑止力を開発したのかについて意識的か否か触れていないことに困惑したと、米議会証言で述べている。Siegfried S. Hecker, “Visit to the Yongbyon Nuclear Scientific Research Center in North Korea,” Testimony of Siegfried S. Hecker, Los Alamos National Laboratory, before the Senate Foreign Relations Committee, (January 21, 2004.) pp. 9-10.

よって始めて可能になるものである⁽¹²⁾。冷戦時代、強大な米国の核戦力に対し「第二撃能力」を確実に保有した唯一の国家はソ連であった⁽¹³⁾。

2007年10月の段階で現在の米国の戦略核弾頭は5914発を数える⁽¹⁴⁾。これに対し、ロシアの戦略核弾頭は4237発に及ぶのに加え⁽¹⁵⁾、様々な運搬手段を保有することに示されるとおり、対米「第二撃能力」をロシアは堅持している。他方、中国の核戦力が対米「第二撃能力」を確保しているかどうかはしばしば議論の対象となるが、中国の保有する核弾頭数は約100から200発を数える程度であり、米本土を射程内に捉えた運搬手段にしても大陸弾道ミサイル DF-31や DF-5などに限られていることを斟酌すると、対米「第二撃能力」の水準にあると断定することは難しい⁽¹⁶⁾。他方、イギリスの戦略核弾頭数は160発以下であるのに対し⁽¹⁷⁾、フランスの戦略核弾頭

(12) 冷戦時代の末期の1990年9月の段階で、米国の戦略核弾頭数は12646発におよび、ソ連本土を射程内に捉えた運搬手段として大陸間弾道ミサイル (MX, ミニットマン-II, III), 潜水艦発射弾道ミサイル (ポセイドン, トライデント-I, II), 戦略爆撃機 (B-1B, B-52H, G) を保有した。この点について、斎藤直樹『戦略兵器削減交渉』(慶應通信・1994年) 246頁。

(13) 同時期のソ連の戦略核弾頭は11012発に及び、米本土を射程内に捉えた運搬手段として大陸間弾道ミサイル (SS-11, SS-13, SS-17, SS-18, SS-19, SS-24, SS-25), 潜水艦発射弾道ミサイル (SS-N-6, SS-N-8, SS-N-17, SS-N-18, SS-N-20, SS-N-23), 戦略爆撃機 (ベアー A/B/C/G/H, バックファイヤー) などを保有した。同上, 247頁。

(14) 米国の戦略核弾頭数や運搬手段に関するデータについて, “Nuclear Weapons: Who Has What at a Glance,” Arms Control Association, (October 2007.); “Fact Sheets: Arms Control and Proliferation Profile: The United States,” Arms Control Association, (November 2007.); and “United States Nuclear Forces Guide,” the Nuclear Information Project, FAS.

(15) ロシアの戦略核弾頭数や運搬手段に関するデータについて, “Fact Sheets: Arms Control and Proliferation Profile: Russia,” Arms Control Association, (November 2007.); and “Russia/Soviet Nuclear Forces Guide,” the Nuclear Information Project, FAS.

(16) 中国の核弾頭数や運搬手段に関するデータについて, “Fact Sheets: Arms Control and Proliferation Profile: China,” Arms Control Association, (November 2007.); and “China Nuclear Forces Guide,” the Nuclear Information Project, FAS.

数は約350発にも及ぶ¹⁸⁾。

これに対し、北朝鮮の核戦力はあまりにもおぞましい水準に留まっている。核弾頭だけでなく、米本土を射程に捉える運搬手段も開発中の段階であることを踏まえると、そうした能力を北朝鮮が開発していないことは厳然とした事実である。上記のとおり、2010年代中に少数の核弾頭と少数の長距離ミサイルを開発可能であるとしても、対米「第二撃能力」からは程遠いといわざるをえない。したがって、対米核抑止力といった言い回しは正確に言えば、全く持って誇張されたものである。もっとも、北朝鮮当局による言及は核抑止力の確保が目的であるかのように言及するものの、抑止力を確保したとは断言せず、そのあたりを意識的に曖昧かつ不透明としている。対米「第二撃能力」の開発は実現不可能であると断ずることはできないとしても、はるか遠い将来になるであろうとしか言えない。このことを金正日は百も承知であり、当面の目標達成をそこには置いてはいない。

2. 「核の傘」への揺さぶり

金正日が当面の課題と設定しているのは、近隣の非核国であり、米国の「同盟国」である我が国や韓国に対し切迫した核の脅威を与え、米国の攻撃を抑止することである。

日本の大都市の幾つかを確実に破壊できる核戦力を開発・保有できたとなれば、米国が攻撃を控えざるをえないはずだとの目算を金正日は立てている。すなわち、北朝鮮への攻撃を米国が目論もうとしても、「同盟国」が切迫した核の脅威にさらされる状況の下では、米国は攻撃を控えざるをえないはずだというのが金の読みである。米国が核戦争を引き起こせば、

(17) 英国の戦略核弾頭数や運搬手段に関するデータについて、“Fact Sheets: Arms Control and Proliferation Profile: The United Kingdom,” Arms Control Association, (November 2007.)

(18) フランスの戦略核弾頭数や運搬手段に関するデータについて、Fact Sheets Arms Control and Proliferation Profile: France,” Arms Control Association, (November 2007.)

在日米軍基地は日本を「核の火の海」に変えるヒューズとなるであろうと勇ましい文言を浴びせるのも、米国による攻撃を抑止する手段として日本への核兵器の使用の可能性をほめかしてきたことを物語る⁽¹⁹⁾。

上述のとおり、我が国のほぼ全域が「対日用」ノドン・ミサイルの射程内に捉えられている⁽²⁰⁾。したがって、ミサイル搭載可能な小型弾頭化に成功することがあれば、核兵器を搭載したノドンがわが国の大都市に向け発射されるという最悪のシナリオを想定せずにはいられない。北朝鮮による開発が野放しのままでは、2010年代中には小型弾頭化が達成されることになる。

米国による切迫した脅威にさらされているとして核兵器開発とミサイル開発への狂奔を「抑止力」の確保であると正当化するものの、これによって切迫した脅威にさらされるのは日本や韓国など近隣の非核国である。

我が国の安全保障はこの種の脅威を念頭に編成されている。これが有事の際の安全確保として日本が長らく依拠してきた米国の提供する「核の傘」である。すなわち、北朝鮮が我が国に「核の恫喝」を行うことがあれば、米国は日本の防衛のために北朝鮮への核報復を行うとの断固たる姿勢を示すことで、北朝鮮の核攻撃を抑止することが「核の傘」の骨子である。米国がその「同盟国」の防衛のために抑止機能を拡大させることから、拡大抑止 (extended deterrence) と呼称される⁽²¹⁾。

(19) この発言について、"North Korea Warns U.S., Japan of 'Nuclear Sea of Fire,'" *Los Angeles Times*, (September 24, 2004.)

(20) ノドン・ミサイルの概要について、Joseph S. Bermudez, "A History of Ballistic Missile Development in the DPRK," Occasional Paper No. 2, Monterey Institute of International Studies Center for Nonproliferation Studies, 1999, pp. 20-23.; Larry A. Niksch, "North Korea's Nuclear Weapons Development and Diplomacy," CRS Report for Congress, RL33590, p. 11; and "North Korea Special Weapons Guide, Missiles," Federation of American Scientists. 『平成18年度版 日本の防衛 (防衛白書)』防衛省, 30頁。

(21) 拡大抑止の概念について、"The Implications of the Nuclear Posture Review for Extended Deterrence," Statement of Baker Spring Before The Conference of Monterey Institute of International Studies on U.S.-Japan

「核の傘」の有効性は、北朝鮮の核ミサイルが米本土を直接叩くだけの運搬能力を持ち得ないとの暗黙の前提に依拠している。もし米政権が本気で日本の防衛コミットメントの実行に移るとするならば、北朝鮮指導部はいやおうなく抑止されることになる。米政権が北朝鮮への核報復を断行する意思を明確にすれば、北朝鮮指導部は我が国への恫喝を控えざるをえないという論理が導かれるからである。

ところが、北朝鮮指導部にとって付け込む隙がないわけではない。同指導部の狙いは「核の傘」が内包する曖昧さと不透明さ、特に米国のコミットメントへの意思の不確実さを突くところにある。というのは、米国が強大な核報復能力を保有することに疑いがないとしても、わが国が切迫した核の脅威にさらされた状況の下で、日本の防衛のため核報復を実行する意思が本当にあるかとなれば、これは別問題である。

もちろん、米政府関係者は決まって「核の傘」は有効であると念を押す。このことは、日米首脳会談で毎度のように米国による日本の安全保障の確保について言及されてきたことから明らかである。北朝鮮の核実験後の2006年10月18日、ライス米務長官が麻生外相を前に「あらゆる抑止力 (full range of deterrence)」を保障すると繰り返したのは、米政府の誠意の表れと捉えられたが、本当のところは曖昧である²²⁾。

仮想敵国が我が国に向けて「核の恫喝」を行う際、米国の「核の傘」と言われる核の抑止力がどのような手順に従い発動されるかについては常に説明がないままである。このことから憂うべき推測が導き出される。もし

Cooperation on Arms Control, Disarmament, Non-Proliferation and Verification, (March 27, 2002); Paul K. Huth, "Extended Deterrence and the Outbreak of War;" "Key Issues: Nuclear Weapons, History, Cold War, Strategy, Deterrence," Project of the Nuclear Age Peace Foundation, nuclearfiles.org; and "Extended Nuclear Deterrence after the Cold War," (DOE Document.)

²²⁾ この点について、「【核の脅威】[第3部] 日本の抑止力(1)「米の傘」本当に有効か」『読売新聞』(2007年3月20日)。

も北朝鮮指導部が日本に対し核攻撃を訴えると「核の恫喝」を行った際、「核の傘」にしたがい、米政権は日本防衛のため北朝鮮に核報復を行うと、恫喝し返すことになれば、米朝間での「核の恫喝」の応酬が予想される。

ところが、表向きの公約とは裏腹に、米政権が核報復の履行を躊躇するようであれば、「核の傘」の有効性は次第に怪しくなる。このとき、米政権のコミットメントの履行意思が真摯に試されることになる。その際、米政権が北朝鮮指導部との脅しあいから降りてしまえば、北朝鮮指導部による「核の恫喝」の前に日本は屈服を迫られる可能性がある。もしも米政権が降りなければ、危機はさらに高まり、恫喝の応酬はぎりぎりの段階に近づきかねない。脅しあいが続ければ最初に降りてしまうのは米国側に違いないとして北朝鮮指導部が高をくくり、恫喝を繰り返すようなことがあれば、高まった危機に油を注ぐことになろう。最悪の場合、痺れを切らした北朝鮮指導部がわが国への核攻撃に踏み切るという可能性がないわけではない。このとき、「核の傘」のコミットメントにしたがい、米政権が北朝鮮へ核報復を発動するかどうにかかわりなく、わが国の大都市は北朝鮮の核攻撃によって壊滅的な打撃を受けかねない可能性がある。

3. 対米抑止力の確保

これだけでも「核の傘」の有効性に疑義が持たれるが、もしも米本土の大都市を射程内に捉えた運搬手段の開発・保有に北朝鮮が成功すれば、「核の傘」の依拠する論理はいよいよ破綻に近づく。というのは、ロス・アンジェルスなどの米本土の大都市が核攻撃にさらされかねないというリスクを冒してまで、我が国の防衛コミットメントのために核報復を断行すると想定するには多少なりとも無理があるからである。これについての不気味とも言える疑義はキッシンジャー元国務長官などから表明されてきた。かつて米政府高官を歴任した同氏がどのような意図と思惑で行った発言か不明であるが、そのようなリスクを米国は負えるわけではないと断言しているのは同氏だけではない²³。それだけでなくとも曖昧かつ不明瞭な「核の傘」の有

効性は地に落ち、わが国の安全保障が根底から揺らぐことになりかねない。

長期的目標として米本土を射程に捉えた弾道ミサイル開発に金正日指導部が狂奔している狙いは、ここにもある。ここで問題化するのが前述の射程距離約6000キロ・メートル以上と想定される「対米用」大陸間弾道ミサイルのテポドン2の開発である²⁴。2010年代に同ミサイルの実戦配備が完了するとしても、保有数が極めて少数であること、米軍による予防攻撃に対し残存性に疑問が残ることを踏まえると、米国の圧倒的な核戦力と北朝鮮の核戦力の間にはあまりに格差があり、その意味で、対米「第二撃能力」の開発とみなすのには無理がある。ただし、多少なりとも米本土が脅威にさらされると米政権の目に映るようでは、実際上の性能とは別に、恫喝として効果を挙げないわけではない。というのは、厳密な意味で「第二撃能力」が開発されなくとも、米国の大都市が甚大な被害を被むりかねない可能性を憂慮し、米政権が「核の傘」のコミットメントに従い核報復の実行を躊躇せざるをえないと判断すれば、それまでである。

漸次、射程距離の拡張に加えその残存性面での改善が施されることがあれば、徐々に北朝鮮指導部の思惑通りへと状況が推移する可能性がある。しかも、テポドン・ミサイル開発計画を補うかのように、潜水艦搭載の海中発射・中距離弾道ミサイルが開発中である²⁵。北朝鮮指導部とすれば、米本土に比較的近接した海域からそうした海中発射ミサイルを発射することで米本土を射程内に捉えたいところであろう。しかも海中深く潜行する

(23) この点について、伊藤貫『中国の「核」が世界を制す』PHP 研究所、2006年。

(24) テポドン2号の概要について、*op. cit.*, “A History of Ballistic Missile Development in the DPRK,” pp. 26-31.; Steve Hildreth, “North Korean Ballistic Missile Threat to the United States,” CRS Report for Congress, RS21473, (Updated January 24, 2008.) pp. 3-4; *op. cit.*, “North Korea’s Nuclear Weapons Development and Diplomacy,” p. 11; and *op. cit.*, “North Korea Special Weapons Guide, Missiles.” 前掲書『平成18年度版 日本の防衛（防衛白書）』30頁。

(25) この点について、*op. cit.*, “North Korean Ballistic Missile Threat to the United States.” pp. 5-6.”

潜水艦戦力は他のどの戦力以上に隠匿性に優れ、残存性が突出して高いことから、地上発射・大陸間弾道ミサイルにつきまとう残存性の欠点を補う役割を果たす。SLBMでなくとも水上艦艇、それも軍用とは限らず商船を装った船舶に巡航ミサイルなどを搭載すれば、同様の役割を果たすことも懸念される。

4. 「核の恫喝」と支援要求

そうした状況の下で、日本は北朝鮮指導部から露骨な「核の恫喝」を突きつけられかねない。「核の恫喝」と一言でいっても、同指導部にとってその使い道は多種多様であり、恫喝の使い分けは自由自在であろう。

日朝間で危機が著しく高まることがあれば、「核の恫喝」を行うことで、我が国に対し降伏を迫ることもあれば、法外な要求を突きつけることも可能であろう。また平時においても「核の恫喝」はありうる。前述のとおり、日本を「核の火の海」にすると凄んだとおり²⁶⁾、核の使用をちらつかせることがあれば、「核の傘」の曖昧さと不透明さも手伝い、怯えた日本政府から膨大な量の食料や燃料支援を獲得する手段にもなりえる。加えて、北朝鮮指導部に真っ向から対抗して危機の階段を上ることを米政権が得策ではないと判断すれば、支援要求に応える選択肢を選ぶであろう。実際に金指導部の核兵器開発やミサイル開発はここに重きを置いている。すなわち、敵性国家による攻撃を抑止するだけでなく、莫大な支援を獲得することができると思えば、核兵器開発とミサイル開発は金正日にとってよいこと尽くめといっても見当はずれではないであろう。

後述のとおり、ブッシュ政権が金正日指導部に対しこれまで「悪の枢軸」²⁷⁾、「圧制の前線基地」²⁸⁾と、次から次へと過激な文言で挑発したのに対

²⁶⁾ この点について、*op. cit.*, “North Korea Warns U.S., Japan of ‘Nuclear Sea of Fire.’”

²⁷⁾ 「悪の枢軸」発言について、George W. Bush, “President Delivers State of the Union Address,” U.S. Capital, White House Office of the Press Secretary, (January 29, 2002.)

し、これに憤激した金指導部が、核保有宣言²⁸⁾、核実験断行の警告³⁰⁾、核実験の断行³¹⁾、はたまた核の使用の示唆³²⁾に至るまで、次から次へと恫喝ともとれる文言を並べてきたことは周知のとおりである。これは米国によるいわゆる敵視政策への金指導部の過剰反応と受けとられやすいが、必ずしもその限りではない。金正日の狙いには過剰反応を意識的に繕いながら、米国を始め関係諸国から莫大な支援を勝ち得ようとする条件闘争的な戦術が観取されてきた。

2003年8月に北朝鮮の「すべての核計画の廃棄」を謳い文句として始まった6ヶ国協議の紆余曲折の進捗はこれを如実に物語っている。金正日指導部は核計画の廃棄に応じる見返しとして、「補償措置」と同指導部が称する、経済支援やエネルギー支援など法外な支援要求を協議参加国に突きつけた³³⁾。近隣に脅威を与える核計画を勝手に開始しながら、その放棄の見返りにその支援要求を突きつけるという、その是非も問われてしかるべきではある。核兵器開発が未熟なうちは恫喝も効果を発揮しないのは当然

28) 「圧制の前線基地」声明について、Condoleezza Rice, “Opening Statement by Dr. Condoleezza Rice Senate Foreign Relations Committee,” Washington, D.C. (January 18, 2005.)

29) 核兵器保有宣言を伝える『朝鮮中央通信』報道について, “DPRK FM on Its Stand to Suspend Its Participation in Six-party Talks for Indefinite Period,” *KCNA*, (February 10, 2005.)

30) 核実験に関する『朝鮮中央通信』報道について, “DPRK Foreign Ministry Clarifies Stand on New Measure to Bolster War Deterrent,” *KCNA*, (October 3, 2006.)

31) 核実験の断行に関する『朝鮮中央通信』報道について, “DPRK Successfully Conducts Underground Nuclear Test,” *KCNA*, (October 9, 2006.)

32) この点について, *op. cit.*, “North Korea Warns U.S., Japan of ‘Nuclear Sea of Fire.’”

33) この好例として, 2005年9月の共同声明を参照。“Joint Statement of the Fourth Round of the Six-Party Talks Beijing, September 19, 2005” U.S. State Department, (September 19, 2005.); and “Joint Statement on North Korea’s Nuclear Programme, September 19, 2005,” *Disarmament Documentation*, (September 19, 2005.) 「第4回六者会合に関する共同声明(2005年9月19日)」, 『第4回六者会合』(2005年7月, 9月)(六者会合・外務省ホームページ)。

である。ところが、2002年終わりにプルトニウム核兵器開発が再開されてから、2005年2月の核保有宣言、そして2006年10月の地下核実験と、日々、核の実用化に近づくに従い、参加国は核兵器開発をなんとか阻止するためには支援の要求に真摯に応じざるをえない状況に追い込まれた。とはいえ、参加国が支援の要求に応じたとしても、北朝鮮が「すべての核計画の廃棄」に応じるわけではない。実際に後述のとおり、核計画の廃棄が実現する方向に6ヶ国協議が進捗してはいない。

5. 抑止の破綻の可能性

ところで、核兵器・ミサイル開発へ狂奔する目的が抑止であり、また「核の恫喝」を通じての膨大な支援の要求にあるとすれば、それ自体相当危ない話ではあるが、相手側との一応予測可能な駆け引きを前提としている。しかし、核兵器・ミサイル開発への猛進はその限りに収まらない危険性を招く恐れもある。常軌を逸した開発に連動して、核関連施設の安全管理の問題も表面化している。ところが、核施設の安全管理面への考慮や対応などは二の次となっており、いつ核事故が発生してもおかしくないにもかかわらず、その可能性に当の技術責任者達が無頓着を装っているとの指摘もある³⁴。

加えて、北朝鮮指導部の瀬戸際外交の破綻が引き起こしかねない大参事も憂慮される。金正日が拠り所とするのは、大規模の軍事衝突が勃発しかねないぎりぎりのところまで危機を意識的に醸成していく瀬戸際外交である。そこには金正日の強かな計算と読みがある。ミサイル実験や核実験を通じ危機を漸次高めれば、慄いた相手側は必ず後ずさりするとの読みである。国民の安全確保が最優先される民主主義国家の政策決定者にとって、

34) この点について、核事故の発生可能性があることに、核開発責任者は意識的にかいなか無頓着であることに、前述のヘッカーは驚かされたと米議会で証言を行っている。Siegfried S. Hecker, "Report on North Korean Nuclear Program," Center for International Security and Cooperation, Stanford University (November 15, 2006.) p. 7.

瀬戸際外交を生命線とする金正日と、その先にみえる大破局と隣り合わせの危機の階段を一段、一段、上ることはできないし、そのことを正確に金は見さだめている。

2006年10月9日の地下核実験に対し経済制裁を定めた安保理事会決議1718が採択された際、同決議を拒否するとして、「平和が渴望するが、戦争を北朝鮮は恐れてはいない」と金指導部は断じた⁽³⁵⁾。この種の言い回しはいつでも戦争に応じる心構えができていざという脅しとなり、この脅しの前に相手側が最後に後ずさりするかもしれないが、もしもそうした大前提が崩れてしまえば、残された選択肢は金にしても回避したいはずの大破局ということになりかねない。結局、瀬戸際外交の成功と破綻の間にはほとんど紙一重の隔たりしかない。

1990年代の「第一の危機」の際、金日成が果敢に繰り広げた瀬戸際外交は米朝間での過剰反応の連鎖を生み、軍事衝突寸前の段階まで危機を高めた。それが94年6月中旬のカーター訪朝によって危機は幸いにも打開され、後の枠組み合意への道が開かれた。このとき、金日成は安堵の感に包まれた共に、瀬戸際外交がかくも成果を挙げるものかとその効用に酔いしれたかもしれない。カーター訪朝がなければ、一触即発の危機は回避できなかった可能性が高く、そのとき、どの程度、金日成に瀬戸際外交の破綻した際への思慮などあったのかははなはだ疑わしい。父の後を継いだ金正日もまたしかりである。

2003年3月3日に、核戦争が起きれば、南北両国の朝鮮人だけでなくアジアや世界中の人々が核による恐ろしい災害で苦しむことになるであろうと、金正日は凄んだ⁽³⁶⁾。近隣諸国は甚大な被害にさいなまれることになるとの一点張りで、それに伴い自己の体制も崩壊の危機に瀕しかねないこと

(35) この点について、“DPRK Foreign Ministry Spokesman Totally Refutes UNSC “Resolution”” *KCNA*, (October 17, 2006.)

(36) 金正日の発言について、“North Korea Says a U.S. Attack Could Lead to a Nuclear War,” *New York Times*, (March 3, 2003.)

には全く触れられていない。これこそ、瀬戸際外交の真骨頂であるかもしれないが、破綻と隣り合わせなのである。

第二節 我が国への脅威とその対応

こうした様々な可能性を視野に入れ、北朝鮮の核兵器開発やミサイル開発から切迫した脅威を受ける日本にとってこれへの対処法はあるのだろうか。そろそろ真剣に考えなければならない時がきたようである。

1. ミサイル防衛の可否

第一は、2007年春から始まった弾道ミサイル防衛 (ballistic missile defense) システムの導入である。

わが国がミサイル防衛を模索する契機となったのは、1998年8月31日に北朝鮮当局が行ったテポドン1号ミサイルの発射実験であった³⁷⁾。「光明星1号」と命名された人工衛星の打ち上げ実験であったと当局は釈明したが、その飛翔コースなどから中距離弾道ミサイルであるとわが国政府は断定した。ミサイル防衛の重要性を認識した小渕内閣は、12月25日にミサイル防衛システムについて米国と共同技術研究を行うことを閣議決定し³⁸⁾、1999年から日米共同技術研究を開始した。その後、2002年の終わりに発生した「第二の危機」に伴い、北朝鮮が核開発へと再び奔走しだすと、小泉内閣は2003年12月19日にミサイル防衛システム導入の決定を行った³⁹⁾。その後、2005年2月10日に北朝鮮当局が公式に核保有宣言を行ったことを踏まえ⁴⁰⁾、ミサイル防衛システムを導入する前に法整備の問題が急遽浮上し

37) テポドン1号ミサイル発射実験について、“North Korean Missile Test Worries U.S., Japan,” *CNN*, (August 31, 1998.); and “N. Korea Fires Missile into Sea of Japan,” *CNN*, (August 31, 1998.)

38) 小渕内閣の閣議決定について、『平成17年度 日本の防衛（国防白書）』（防衛庁・2005年）147頁。

39) ミサイル防衛システムの導入の閣議決定について、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」（安全保障会議・決定閣議決定）（2003年12月19日）。

た。その5日後の2月15日にミサイル防衛システムについて法的枠組みを整備する自衛隊法改正案が閣議決定された⁽⁴¹⁾。そして7月22日に、ミサイル防衛に関する手続きを盛り込んだ改正自衛隊法が参院本会議において成立したことで⁽⁴²⁾、法整備は一応完了をみた。その後わが国を震撼させたのが2006年7月5日の北朝鮮による一連のミサイル発射実験であり、10月9日の地下核実験が実施であった。このミサイル発射実験と核実験によって日本のミサイル防衛システムの導入が喫緊の課題となった⁽⁴³⁾。

それでは、わが国のミサイル防衛が有事に本当に役に立つのであろうか。ミサイル防衛の初期配備はミッドコース段階でのSMD（イージス艦搭載迎撃ミサイル）とターミナル段階でのPAC-3（ペイトリオット改善型3）の組み合わせからなる二層防衛システムである⁽⁴⁴⁾。すなわち、SMDがミッドコース段階を飛行中の攻撃ミサイルの迎撃を担当し、この防衛網を突破したミサイルをターミナル段階でPAC-3が迎撃することが想定されている⁽⁴⁵⁾。

(40) 核兵器保有宣言を伝える『朝鮮中央通信』報道について、“DPRK FM on Its Stand to Suspend Its Participation in Six-party Talks for Indefinite Period,” *KCNA*, (February 10, 2005.) 関連するものとして、“N. Korea Declares Itself a Nuclear Power, Withdraws from Talks” *Online NewsHour*, (February 10, 2005.); and “North Korea Has Nukes, Refuses Negotiations,” *CNSNews.com*, (February 10, 2005.)

(41) 改正自衛隊法案の閣議決定について、「ミサイル防衛／文民統制に抜かりないか」『神戸新聞』（2005年2月16日）。

(42) 改正自衛隊法の成立について、「MD 手続き法案 衆院委で可決」『産経新聞』（6月14日）。「自衛隊法改正案が衆院通過 本会議、与党の賛成多数」『共同通信』（6月14日）。「<ミサイル防衛>改正自衛隊法が成立」『毎日新聞』（2005年7月22日）、「MD法」が成立」『産経新聞』（2005年7月22日）。

(43) わが国のミサイル防衛の導入について、『平成17年度版 日本の防衛（国防白書）』（防衛庁・2005年）148頁。『平成18年度版 日本の防衛（国防白書）』（防衛庁・2006年）124-133頁。

(44) 前掲書『（平成17年度版）日本の防衛』148頁。前掲書『（平成18年度版）日本の防衛』125頁。

(45) 初期配備のチャートの出典について、前掲書『（平成18年度版）日本の防衛』125頁。

実際に2009年4月5日に強行されたテポドン2号の発射実験に際し、同ミサイルが秋田県と岩手県の上空を通過することが予想されたため、落下物による被害に対処するとの目的で、ミサイルの通過経路に予想された秋田県や岩手県などにPAC-3が緊急配備され、万が一の事態に備えた。幸い、日本領土への落下物がなかったこともあり、PAC-3は発射されなかった⁴⁶⁾。

ところで、ミサイル防衛システムが実際に飛来する弾道ミサイルを迎撃できるのであろうか。ミサイル防衛システムの迎撃能力について深刻な疑問が残るとすれば、信憑性と実効力を備えた他の対策を検討対象に入れるべきであるとする見解もある。ミサイル防衛について完璧を期することなどできないことから、それを補完するという意味で、その他の選択肢の検討が重要となる。

2. 「敵基地攻撃」の可否

これには、わが国に向けて北朝鮮がミサイル攻撃に着手する前に、ミサイル基地や核関連施設などを叩くという、いわゆる「敵基地攻撃」が含まれる。この「敵基地攻撃」という論議は1956年2月29日の24回衆議院内閣委員会では船田中・防衛庁長官の答弁以降、これまで国会などでしばしば取り上げられてきた⁴⁷⁾。

2007年から導入が始まったわが国のミサイル防衛システムの迎撃能力が

(46) この点について、「防衛相が初の破壊措置命令、北ミサイル迎撃で」『読売新聞』（2009年3月27日）。「PAC3部隊、浜松基地から出動……秋田・岩手に展開」『読売新聞』（2009年3月29日）。「緊迫のミサイル追尾……その時、MDシステムは」『読売新聞』（2009年4月6日）。

(47) 船田発言によれば、「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだとふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、

極めて限定的なシステムであることを踏まえると、有事の際、政策決定者は相手のミサイル基地や核関連施設に対し予防的な攻撃に打って出る必要を感じないわけではない。というのは、不完全な防衛システムをより効果的に運用しようと考えれば、まず相手の攻撃ミサイルの大部分をそうした攻撃によって削ぎ落とす必要があると感じるからである。

言葉を換えれば、「敵基地攻撃」を通じ北朝鮮の攻撃ミサイル基地に対し甚大な被害を与え、破壊を免れた少数のミサイルがわが国に向けて発射された際にそれらを迎撃する手段としてわが国のミサイル防衛が現実性を持つ。またそうした展望の下で、ミサイル攻撃の失敗を案じた北朝鮮当局が攻撃に打って出ることを控えるとの推測に立ち、抑止の強化につながるとする論議がしばしば行われてきた⁽⁴⁸⁾。しかも、2006年7月5日に北朝鮮がミサイル発射実験を立て続けに行ったことを受け、この「敵基地攻撃」論が政府内で改めて論じられたことは記憶に新しい。さらに10月9日に地下核実験が強行されたことで、「敵基地攻撃」論は今後さらに論議対象となることが予想される⁽⁴⁹⁾。

ところで、「敵基地攻撃」によって北朝鮮のミサイル基地や関連施設を破壊することで、ミサイルの発射を実際に阻止することができるであろうか。実はこの選択肢は北朝鮮のミサイル発射の阻止が不確実なばかりか、朝鮮半島中央部での武力衝突を誘発するといった事態を招く危険性を著しく高めかねない。

というのは、前述のとおり、わが国領土を射程に捉えたノドンの大部分

法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。」「防衛庁長官・船田中、24回衆議院、内閣委員会」(1956年2月29日)。

(48) この点について、「提言・新しい日本の防衛政策——安全・安心な日本を目指して——」自民党・政務調査会・国防部会・防衛政策検討小委員会(2004年3月30日)。また『東アジア戦略概観2004』(防衛研究所・年次報告書・2004年)228頁。

(49) 北朝鮮による核実験に関する『朝鮮中央通信』報道について、“DPRK Successfully Conducts Underground Nuclear Test,” KCNA, (October 9, 2006.)

は移動式で配備されており、予防攻撃による残存性は高い。加えて、「敵基地攻撃」が強行されれば、その報復として米国の同盟関係にある韓国領内に向け意を決した朝鮮人民軍の大機甲部隊が雪崩れ込むという事態が確実に予想される。これと前後して、南北間の国境の非武装地帯に集中する莫大な数に上る朝鮮人民軍の火砲の一斉砲撃が首都ソウルに向けて行われ、ものの5、6分でソウルが「火の海」と化すといった事態が予想される。これに対し、朝鮮人民軍の猛攻の前に韓国軍は緒戦に後退を余儀なくされるが、在韓米軍が来援し、米韓連合軍が猛反攻に打って出れば、朝鮮半島全体が戦火に包まれる可能性が極めて高く、しかも時間の経過と共に主導権を握った米韓連合軍が北朝鮮領内への北進にあわせ、莫大な数の難民が中国との国境へと押し寄せる事態も予想される。これらの点を踏まえると、「敵基地攻撃」が金正日指導部への牽制となりえるとしても、はたして現実的な選択肢になりえるかとなると、はなはだ疑わしい⁵⁰⁾。

3. 「核の傘」の有効性

ミサイル防衛が有効でなく、「敵基地攻撃」が危険きわまりかねない選択肢であるとなれば、「核の傘」の保証に依存せざるをえない⁵¹⁾。しかし、本当に有事の際、米国が日本を実際に防衛するだろうかという、「核の傘」の信憑性については常に疑義が持たれてきた。しかも、上述のとおり、弾道ミサイル核弾頭の開発だけでなく米本土をも射程に捉えかねないミサイルの開発に狂奔する金正日指導部の動きに照らし、米国の日本防衛コミットメントへの不安は募らないほうがおかしいだろう。以上の観察の通り、外部からの核攻撃を抑止する米国の「核の傘」の信憑性が日一日と揺らぎだすとすれば、残された選択肢として自前の核保有という選択肢が浮上する。

50) 「敵基地攻撃」の持つ諸問題について、斎藤直樹「北朝鮮危機と「敵基地攻撃」についての一考察」、『人文科学』No. 23 (2008.) 127～157頁。

51) この点について、前掲・「【核の脅威】[第3部] 日本の抑止力(1)「米の傘」本当に有効か」。

4. 核保有論

実際に北朝鮮による核の脅威が高まるに伴い、それを抑止するために自前の核保有を目指すとする核保有論議が日韓両国内で飛び出してもおかしくはない。

我が国に短刀を突きつける格好となった2006年10月の北朝鮮の核実験直後から、中川・自民党政調会長が核保有論議の必要を訴えるべく獅子奮迅の立ち回りをみせたことは周知のとおりである⁵²。中川発言で留意したいのは、大上段から核保有の是非を問うと断じたわけではなく、核保有の可否について公の場での論議の必要を訴えたことである。これに対し異口同音で党や政府といった機関では論議しないが、個人の言論封殺はできないとして、中川の問題提起を麻生外相や安倍首相が恐る恐る後押しした⁵³。他方、自民党の多くの政治家達がそうした問題提起に猛反発した⁵⁴。とはいえ、猛反発してみせた政治家達の実際の心情と信条がいかなものについては霧の中である。これを批判する自民党関係者にしても、どこまで本気で批判しているか曖昧で不明瞭である。建前を並べながら、どこかで本音が出るというように、本音と建前が混在している感がある。北朝鮮の核実験の後も、政治家達の多くが不気味な沈黙を保っているという方が真実に近い。

二度にわたる被爆経験から日本国民の間では核への拒否反応が根強い。

52) 中川発言について、「核保有、議論はあっていい」……中川・自民政調会長『読売新聞』（2006年10月15日）。「核保有の議論は必要 自民・中川政調会長」『共同』（2006年10月15日）。「核保有の是非、再び「議論を」 中川政調会長」『朝日新聞』（2006年10月20日）。「中川政調会長、米でも「核保有議論必要」」『東京新聞』（2006年10月28日）。「核保有論議：中川氏「憲法上は持てる……現実是非核3原則」」『毎日新聞』（2006年10月31日）。

53) この点について、「北朝鮮核実験：「日本の核保有議論も大事」麻生外相が発言」『毎日新聞』（2006年10月18日）。「麻生外相、「核保有議論封殺しない」」『朝日新聞』（2006年10月19日）。

54) この点について、「核保有議論あっていい」に与党から否定意見相次ぐ『読売新聞』（2006年10月16日）。「安倍首相：核保有議論「言論封鎖はできない」と発言容認」『毎日新聞』（2006年10月27日）。

原子力基本法を制定し、原子力の平和利用である原子力発電に少なからず依存しながら、原子力発電についてさえ国民全体からの支持が確保されているとは言いがたい。「核」という文言が出ただけで依然として強い拒絶反応が起きる我が国では、これまでどれくらい数の政治家が核保有を巡る流言のせいでも担当職を辞したかはわからない。政治家の辞任は核保有の可否を国会で論議を呼びかけることもままならないことを知らしめるに十分であった。

その後も表立って核保有の論議することは政権基盤を失いかねない危険性があることから、核保有の可能性を政府・自民党は否定してきた。このことは、国是としての非核三原則、原子力基本法、非核兵器国としてのNPT加盟国などの現実を踏まえ、政策論として核保有はないと歴代の内閣が断言してきたことにも現れている。

これに対し、核保有論を唱える一群の人達とこれに猛反発するこれまた一群の人達が刊行物やインターネットを通じ相対峙する格好で本音に近い論議をぶつけ合っている昨今である。その中で核保有論を唱える人達に概ね共通するのは、核武装化を目論む北朝鮮だけでなくむしろ核大国に向けて核軍拡に狂奔する中国の核戦力への抑止力といった点から、日本の核保有を訴えているのがその特徴である⁵⁵⁾。

ところで、1978年3月以降、政府の公式見解として核保有は憲法には必ずしも禁止されないとの立場が堅持されてきたとおり⁵⁶⁾、核保有という選択肢は将来に残されている。加えて、海外から我が国は数年たらずで核保有が可能な技術、核物質、経済力を備えた「準核保有国」とみられている。

とはいえ、かりに核保有という選択肢が我が国の技術面や経済面の視点

55) 例えば、伊藤貫『中国の「核」が世界を制す』PHP研究所、2006年。中西輝政編『「日本核武装」の論点 国家存立の危機を生き抜く道』PHP研究所、2006年。平松茂雄『中国は日本を奪い尽くす』PHP研究所、2007年。

56) こうした公式解釈について、「核兵器の保有に関する憲法第9条の解釈について」参院予算委員会、(1978年3月11日)。「非核三原則」を国是とすることを政府が容認 参議院予算委員会、(1978年4月3日)。

からみて実現可能であるとしても、はたして実際の政策として採用することが本当に可能なのであろうか。

結語——6ヵ国協議の失速と新たな対応の必要性

これらの選択肢に包含される様々な問題を踏まえると、北朝鮮危機の平和的解決が模索される必要があることがわかる。「すべての核兵器開発の廃棄」を謳い文句として開始された6ヵ国協議を経て核兵器の廃棄が実現できれば、最も望ましいことは確かである。2005年9月の「共同声明」⁵⁷⁾、2007年2月の「共同声明の実施のための初段階の措置」⁵⁸⁾、同年10月の「共同声明の実施のための第2段階の措置」⁵⁹⁾など、これまでまとまった合意文書を一定の成果と評することは可能である。しかし本来、同協議が目指した北朝鮮の核兵器開発の放棄が実現する方行に協議が進んでいるわけではない。6ヵ国協議は途中で大幅に変質してしまい、「竜頭蛇尾」の格好でオバマ政権にバトンが渡された。「第二段階の措置」の合意の一環として履行された無能力化は寧辺の核関連施だけに限定された。しかも遅々

57) 共同声明について、“Joint Statement of the Fourth Round of the Six-Party Talks Beijing, September 19, 2005” U.S. State Department, (September 19, 2005.); and “Joint Statement on North Korea’s Nuclear Programme, September 19, 2005,” *Disarmament Documentation*, (September 19, 2005.) 「第4回六者会合に関する共同声明（2005年9月19日）」『第4回六者会合（平成17年7月、9月）』（六者会合・外務省ホームページ）。

58) 「共同声明の実施のための初期段階の措置」について、“Joint Statement from the Fifth Round of Six Party Talks,” Arms Control Association: Press Room, (February 13, 2007.) 外務省報道について、「共同声明の実施のための初期段階の措置」（2007年2月13日）、「第5回六者会合第3セッションの概要」（2007年2月13日）『第5回六者会合第三次会合（平成19年2月8日～13日）』（六者会合・外務省ホームページ）。

59) この点について、「共同声明の実施のための第二段階の措置」（2007年10月3日）（六者会合・外務省ホームページ）。Peter Crail, “Deadline Set for Yongbyon Disablement,” *Arms Control Today*, (November 2007.); and “North Korea: Good Progress, but Obstacles Remain,” *Disarmament Diplomacy*, Issue No. 86, (Autumn 2007.)

として提出されなかった申告書が提出されたとはいえ、原爆が何発製造されたかについても記載されていないし、30キロ・グラムと記載された抽出ブルトニウムの分量は明らかに過少であった。

また高濃縮ウラン計画やシリアへの核技術移転に至っては別文書扱いとなったことは事実上の黙認の方向を示唆した。残念ながら、不十分かつ曖昧な妥結が講じられたことで、北朝鮮の核能力は温存されている。

喫緊の課題となっているのは、6ヵ国協議の対象となっている寧辺の5メガ・ワット原子炉や核関連施設の廃棄だけでは収まらない。この対象外となっている建設中断中の2基の大型原子炉が将来、稼働することになれば、年間50発分もの原爆の製造が可能となるため、これらの炉の廃棄も必要となる。またこの地下施設で進められているのか不明な高濃縮ウラン計画の廃棄もしかりである。

しかも当然のことながら協議の対象外事項のミサイル計画開発は全くの野放しの状態にあり、「対日用」ノドンを初めとする数々の弾道ミサイルの開発はさらに続いている。6ヵ国協議の今後の進捗に加え、ノドンを含めたミサイル規制交渉も必要となる。

これといった対応策が見つからない間も、核兵器開発とミサイル開発は間断なく続いている。小型核弾頭化に向けての開発が佳境に入りつつあることに合わせ、これらの課題に的確に対処できなければ、我が国の安全保障にとって脅威は危機的状況へと推移する可能性がある。ミサイル発射実験や核実験に日本政府はその都度、危機感を表明するものの、国民の間にはこれといった危機感は未だにない。急変する現実とそれへの対応の遅れの間乖離にも、北朝鮮危機が持つ危機の本質が見て取れるのである。